第 33 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	1日足り 朔间
牛深漁港漁港浄化	熊本市東区健軍一	九州テクニカルメン	令和6年4月1日か
施設	丁目38番1号	テナンス株式会社	ら令和11年3月3
		代表取締役 酒井喜	1日まで
		代司	

(提案理由)

熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)第20条第1項の規定に基づき、 牛深漁港漁港浄化施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。